

環境委員会資料

1 陳情の審査

- (1) 陳情第133号 東扇島のけい船場を小型レジャーボート置場とすることに関する陳情

資	料
---	---

 東扇島地区の小型船だまりについて

港 湾 局

(令和4年8月18日)

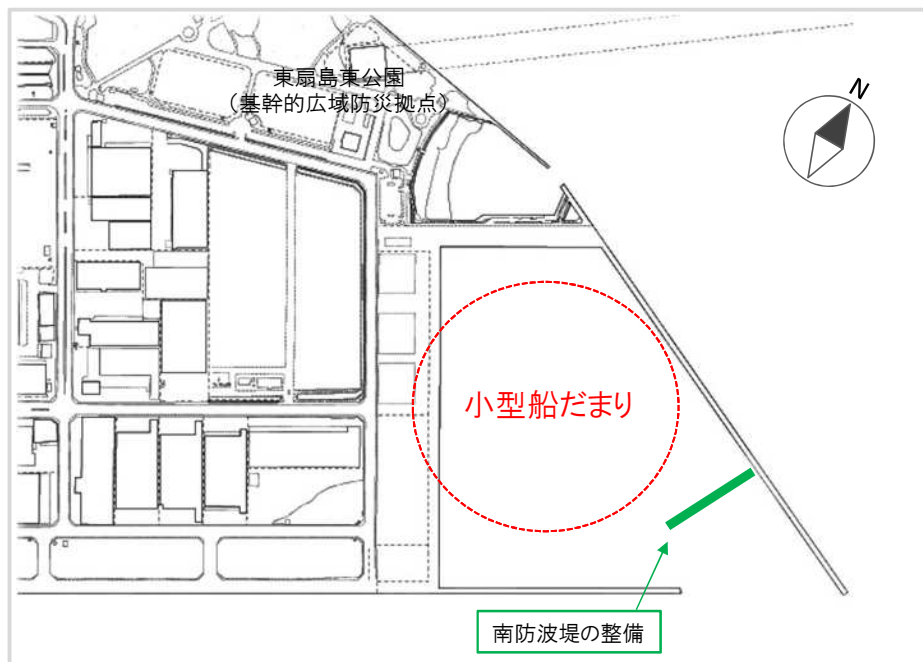
東扇島地区の小型船だまりについて

1 概要

- 川崎港利用コストの低減に向け、タグボート※1の誘致等を図るため、小型船舶の基地とする計画
- 現在、小型船の停泊に必要な静穏度※2を確保するため、南防波堤を整備中

※1 **タグボート**: 大型の船舶の離着岸を補助する船舶のことであり、港湾法第2条第5項第13号で「港湾役務提供用移動施設」として港湾の利用又は管理に必要な施設に掲げられている

※2 **静穏度**: 港内における静穏の度合い。船舶の操船・停泊・係留の安全性を判断する指標



2 南防波堤の整備スケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6
基本設計 詳細設計	■				
南防波堤整備工事		■	■	■	■
					小型船だまり 供用開始

3 タグボートについて

【現状(大型船入港時)】

- 大型船の川崎港への離着岸を補助する際、基地としている横浜港からの移動が必要であり、その移動時間に応じた料金が発生している。



【整備後(大型船入港時)】

- 移動時間の短縮による利用コストの低減が図られる。また、温室効果ガス排出量の削減に寄与する。



4 本市の考え方

- 東扇島地区の小型船だまりは、タグボートの誘致等を図るために整備を進めているところであり、プレジャーボートを係留するための場所とする予定はありません。